



保存版

2026. 7

茅ヶ崎東小学校PTA しおり



茅ヶ崎東小学校PTA スローガン

楽しく 無理なく 気持ちよく
みんなつながる PTA



横浜市立茅ヶ崎東小学校

目 次

■ “茅ヶ崎東小学校PTA”へようこそ……………	1
■ “茅ヶ崎東小学校PTA”の概要……………	2～3
■ 規約……………	4～5
■ 細則……………	6
■ 慶弔規定 ……	7
■ 個人情報取扱規則 ……	8～9
■ Q & A ……	10
■ 校歌……………	11
■ 作者のことば（校歌・校章）……………	11

＊ 組織図と各委員会の活動内容については、“PTA活動のご案内”を参照してください。

茅ヶ崎東小学校PTAへようこそ

“茅ヶ崎東小学校PTA”は任意加入団体です。平成14年の開校当初より、PTA会員であることで受けられる様々なメリットが周知されています。未来を見つめる子どもたちを、保護者・学校そして地域の人々が、手と手を取り合って、守り育てていくことを目的として活動しています。

“茅ヶ崎東小学校PTA”の活動は、多岐にわたり、会員による自主的かつ民主的な参加により運営されています。子どもたちの伸びやかな成長を助けることで、参加者一人ひとりの活力、地域の活性化に大きく貢献しています。

子どもたちの明るい未来に向かって展開される活動に、積極的に参加され、楽しまれることを願っています。

私たちの住む茅ヶ崎東小学校区は、都筑区行政の中心区域として開発が進み、ここ十数年の間に多くの新しい住民を迎えています。それは、学校・地域そして保護者の“つながり”がますます重要になってくることを意味します。なぜなら、そのような“手と手の輪”が、強く大きければ大きいほど、子どもたちは、伸びやかに健やかに大きく育っていくことができるからです。

はじめに

「PTAってなに?」「どんな活動をしているの?」
このような声をよく耳にします。

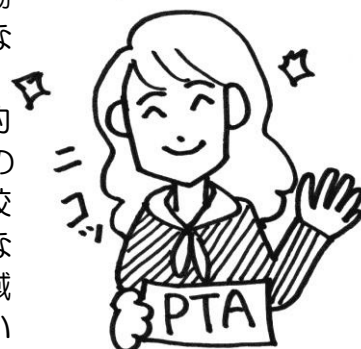
このしおりでは、会員の皆様にPTAの活動を少しでも身近に感じていただき、より多くの方に参加していただくために、活動内容をわかりやすく説明させていただきます。大切に保存し、ご利用ください。



PTAとは

PTAの語源は、保護者（Parent）と教職員（Teacher）の会（Association）の頭文字をとったものです。横浜市PTA連絡協議会（市P）、都筑区PTA連絡協議会（区P）というような大きな団体もあります。

また、それぞれの学校（単P）においてもPTAの活動が組織的に運営されていて、その名称も様々です。（「共に育む会」「子どものための保護者と教職員の協力の会」「父母と先生の会」「〇〇小学校PTA」など）“茅ヶ崎東小学校PTA”は、子どもたちの健やかな成長を願い、保護者と教職員が協力して、子どもたち、そして地域との“ふれあい”をテーマに、たくさんの方が無理なく活動していくということを目的としています。



会 員

- ・茅ヶ崎東小学校に子どもを通わせている保護者のみなさん
- ・茅ヶ崎東小学校に勤務する教職員のみなさん



子どもたちの健やかな成長のため、あいさつなど積極的に声かけをしましょう

会 費

保護者は一世帯・教職員は一人につき、月額300円です。(8月分は除く)
(前期(5月)・後期(10月)の学校の教材費引き落としと同時に、ゆうちょ銀行口座より自動振替)

この収入により、本会の運営は行われます。

転入・転出者の場合のPTA会費については次のとおりです。

- ・15日までに転入→その月から納入
- ・16日以降に転入→次の月から納入
- ・15日までに転出→その月から払い戻し
- ・16日以降に転出→次の月から払い戻し

家庭数とは？

お手紙等の配付物で、
家庭数という時は、
一番上のお子様を持ち帰ります。

仕組みと運営

1.総会

全会員によって構成される最高議決機関で、本会の一番大きな会です。通常、年度始めと年度末に開催されます。運営委員会が必要と認められた時、もしくは、全会員の10分の1の要求があった時には、臨時総会を開くこともあります。総会では、規約・事業計画・予算などを決議します。この総会で承認を得たことをもとに1年間の運営が行われます。総会は、すべての会員の自由な発言の場です。自分の意志を表しましょう。

2.運営委員会

総会に次ぐ議決機関で、総会の決定事項を実際に運営していく会です。

◆参加者…… 役員、学校長、副校長、教職員1～2名、各委員会の委員長

◆年4～5回定例会を開きます。

各委員会の活動の調整や情報交換を行い、よりよい会の運営をしていくために、審議検討する場です。また、会員からの声にも広く耳を傾けられるよう、情報発信をしていきます。



3.役員会

役員は、各委員会の活動方向や内容を把握し、P T A活動を円滑に行えるようにしていきます。また、外部団体との窓口となります。

〔メンバー〕…… 会長1名、副会長 若干名、校長、副校長（会計担当）、書記 若干名（教職員 書記担当1名）、会計1名

4.各種委員会

運営委員会で審議され、必要と認められた活動に応じた委員会が次年度に発足します（推薦委員会は常設）。年度末に1年間の活動についての振り返りを行い次年度の活動に反映していきます。

今年度の活動委員会については、4月配付の「P T A活動のご案内」にて解説します。それぞれの委員会の委員長は、運営委員会に参加し、委員会のパイプ役となります。各委員会は、茅ヶ崎東小学校の全児童とP T A会員を対象とした活動を企画運営していきます。



5.同好会

本会には、会員同士の文化、スポーツの交流の場として、同好会があります。いつでも入会することができますし、同好会が企画した活動への参加もできます。新しく同好会を作りたい場合は、本部役員にご相談ください。

6.おやじの会

お父さんたちの力を集結し、子どもたちの健やかな成長のために、色々な活動に取り組めます。

7.自主活動グループ

子どもたちの為や学校支援の為に「こんな活動がしたい」「やりたい」という自発的な気持ちを持って、自主的に活動するグループです。

運営委員会にて審議のうえ、承認されれば活動できます。

P T A活動は「できる人が、できるときに、できることを」を大切にしています。

それぞれの得意なことや参加できる時間に合わせて、無理のない範囲で活動にご協力いただいています。

一部の委員や役員にだけ負担がかかることのないよう、みんなで協力し合ひましょう。

委員の活動期間は1年間となりますが、複数年続けて同じ委員をすることもできますし、毎年違う委員になることもできます。



茅ヶ崎東小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、名称を茅ヶ崎東小学校PTAといい、所在地を横浜市都筑区茅ヶ崎東2-11-1 横浜市立茅ヶ崎東小学校に置く。

第2章 目的及び活動方針

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、子どもの幸福と健やかな成長を育むことを目的とする。

第3条 本会は、目的達成のため、次の方針に基づき諸活動を行う。

- (1) 保護者・子ども・教職員・地域社会それぞれのふれあいを大切にして活動する。
- (2) 本会は、会員の意見が尊重されるよう、民主的に運営される。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。

第3章 会 員

第4条 本会の会員となることができる者は、次の通りとする。

- (1) 本校に在籍する子どもの保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。
 - ・会員は、会費を納めるものとする。
 - ・会員は、誰もが等しく権利と義務を有する。
 - ・会員は都筑区PTA連絡協議会、横浜市PTA連絡協議会の会員となる。

第4章 会 計

第5条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入から支払われる。

- (1) 保護者は一世帯・教職員は一人につき、月額300円です。
(ただし8月分は除く)
- (2) 会員で特別な事情があるときには、運営委員会の承認を得て、会費の一部または全額を免除することができる。

第6条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第7条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 役 員

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

- 会 長 1名(保護者)
- 副会長 若干名(保護者)
- 書 記 若干名(保護者 若干名・教職員1)
- 会 計 2名(保護者1・教職員1)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職にあることが、連続3期を越えてはならない。(教職員の場合には、この限りではない。)

第11条 役員の選出は推薦委員会(※)において行い、総会で承認される。ただし、任期途中で会長に欠員を生じたときは、運営委員会に諮り、副会長が会長となる。会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会で選出する。補充委員の任期は、欠員を生じた役員の残任期間とする。
(※)：推薦委員会については、細則で定める。

第6章 役員の任務

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会 長
 - イ. 本会を代表し、総会および運営委員会を召集する。
 - ロ. 各種委員会の正・副委員長を委嘱する。
 - ハ. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- (2) 副会長
 - イ. 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 書 記
 - イ. 総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管する。
 - ロ. 本会の庶務を行う。
- (4) 会 計
 - イ. 本会のすべての会計を処理し、会計監査を経た上、総会において決算報告をする。

第7章 会計監査

第13条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第14条 会計監査委員は、年1回以上監査し、結果を総会において報告する。

第15条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第16条 会計監査委員の選出は、役員と同様に行い（第10条）任期は1年とする。再任する場合には、2期を越えてはならない。

第8章 総会

第17条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第18条 総会の定足数は、全会員の2分の1以上とする。

第19条 総会の議決は、定期総会・臨時総会ともに招集による決議、または書面（議決権行使書）若しくは電磁的方法による議決によるものとする。

2. 議決には出席者または提出者の2分の1以上の同意を必要とする。

第20条 総会は次の場合に開かれる。

（1）定期総会

- イ. 年度始め
 - ①前年度の事業報告及び決算報告・承認
 - ②新年度の事業計画及び予算案の審議・承認
 - ③新役員、運営委員会の紹介
 - ④その他必要事項の審議・承認
- ロ. 年度末
 - ①次年度役員及び会計監査委員の選出・承認
 - ②その他必要事項の審議・承認

（2）臨時総会

次の場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

- イ. 運営委員会が必要とみとめた場合。
- ロ. 全会員の10分の1以上の要求があった場合。

- ・ 総会の議案については、総会開催日の一週間前までに、全会員に通知しなければならない。
- ・ 総会の議長及び書記は、出席会員の中から選出される。

第9章 運営委員会

第21条 運営委員会は、役員、各種委員会の委員長、校長、副校長、教職員1～2名をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

第22条 運営委員会は、毎月1回開くことを原則とし、次の事項を審議する。

- （1）各種委員会より提出された諸計画の総合調整。
- （2）年間収支予算案の作成。
- （3）総会にかけける議案の作成及び手続き。
- （4）次年度に必要な委員会の決定
- （5）その他必要事項の企画運営。

- ・ 議決は出席している構成員の3分の2以上の同意を必要とする。議決事項は議事録に記録し、会員に報告をする。

第10章 各種委員会及び臨時委員会

第23条 本会の活動に必要な事項について企画運営するために、各種委員会をおき、互いに協力しあうものとする。

第24条 各種委員会の設置については、必要に応じて運営委員会で決定される。

第25条 各種委員会には、正・副委員長を置く。

第26条 各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第27条 特別な事項について必要ときは、臨時委員会を設けることができる。

- ・ 各種委員会設置については必要に応じて運営委員会で決定される。但し推薦委員会は常設とする。

第11章 細則

第28条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、運営委員会の2分の1以上の議決を経て定める。

第29条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改正

第30条 本規約は、総会において出席者または議決権行使書（電磁的方法を含む）提出者の2分の1以上の賛成によって、改正することができる。ただし、改正案は、総会開催日の一週間前までに全会員に知らせておくこととする。

（平成15年 4月 1日 施行）	（平成17年 6月 8日 一部改正）
（平成18年 3月 7日 一部改正）	（平成19年 3月 6日 一部改正）
（平成21年 3月 6日 一部改正）	（平成25年 2月28日 一部改正）
（平成29年 5月23日 一部改正）	（令和 5年 2月15日 一部改正）
（令和 7年 2月25日 一部改正）	（令和 8年 5月19日 一部改正）

茅ヶ崎東小学校PTA細則

第1章 推薦委員会

第1条 規約第9条による役員、第13条に定める会計監査委員の各候補者を選出するため、役員等候補者推薦委員会（以下、推薦委員会とよぶ）を置く。

第2条 推薦委員会は、次の委員をもって構成する。

保護者5～20名、教職員1名

第3条 推薦委員会は、会員の中から役員及び会計監査委員の各候補者を選出し、本人の承諾を得た後、総会に報告し承認を得る。

第4条 推薦委員会の委員は、役員及び会計監査委員の候補者となることはできない。

第2章 各種委員会の活動

第5条 各委員会は、年度計画案に基づいて企画運営される。

第3章 サポートスタッフの活動

第6条 各種委員会の活動を支援する。

第4章 同好会

第7条 会員の親睦を深めるための同好の会を置く。

（1）同好会は、会員のふれあいの場とする。

（2）新たに同好会を設立する場合は、運営委員会の承認を得る。

第5章 おやじの会

第8条 子どもたちの健全育成のため、おやじの会を置く。

第6章 自主活動グループ

第9条 子どもたちの健全育成を目的とした学校教育を支援するために、会員が自発的に活動を行う「自主活動グループ」を作ることができる。

（1）新たに「自主活動グループ」を作る場合は運営委員会の承認を得る。

附 則

（平成15年 4月 1日 施行） （平成17年 5月10日 一部改正）

（平成18年 1月17日 一部改正） （平成19年 2月 9日 一部改正）

（平成21年 3月 6日 一部改正） （平成25年 2月28日 一部改正）

茅ヶ崎東小学校PTA慶弔規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、横浜市立茅ヶ崎東小学校PTA会員の親睦を図ることを目的としたものである。

第2章 会 計

第2条 本規定の実施及び会計の責任は、PTA運営委員会が負う。

(1) これに要する費用は、原則として、PTAの予算内から支出する。

第3章 慶弔金・見舞金等

第3条 〔慶 事〕

(1) 教職員の結婚祝いとして、5000円。

(2) 教職員が県及び市から表彰を受けたとき、5000円。

第4条 〔弔 慰〕

(1) 会員及び児童が死亡したとき、香典料として、5000円と花輪又は生花を供える。

(2) その他、会長が必要と認めたとき。

第5条 〔見舞い〕

(1) 会員及び児童が、病気又は「けが」で1ヶ月以上病床にあるとき、3000円。

第6条 〔餞 別〕

(1) 教職員が転退職した場合は、PTAより花束を贈る。

(2) 特別な場合については、運営委員会の協議により決定する。

第4章 その他の事項

第7条 本規定に掲げられない事項については、運営委員会の協議により決定する。ただし緊急の場合には、役員会で協議して決定する。この場合、後日の運営委員会で報告し、了承を得るものとする。

第5章 改 正

第8条 本規定は、運営委員会の過半数の賛成があったとき改正できる。

附 則

(平成15年 4月 1日 施行)

(平成21年 3月 6日 一部改正)

(平成25年 2月28日 一部改正)

(令和 5年 3月 7日 一部改正)

茅ヶ崎東小学校ＰＴＡ 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茅ヶ崎東小学校ＰＴＡ(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、ＰＴＡ役員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員並びに各種委員会の代表とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
本会が収集する個人情報は、ＰＴＡ活動の事務連絡等に必要な個人情報(保護者及び児童の氏名、児童の学年、居住する地域名、電話番号等)とする。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費集金、管理
- 2 その他の文書の送付
- 3 役員名簿、各種委員会活動において必要な資料の作成及び配布

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者又は取扱者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 12 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、役員等に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

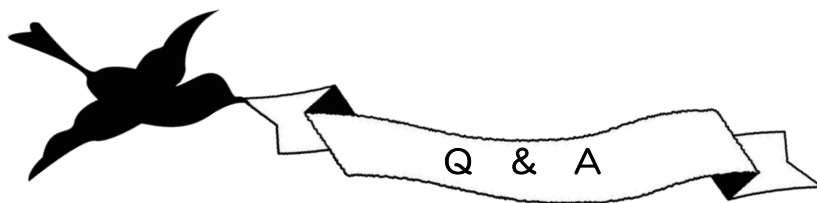
第 17 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めていく。

(改正)

第 18 条 本会の「茅ヶ崎東小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附 則

(平成 29 年 5 月 23 日 施行)



Q1. 仕事をしていても活動に参加できますか？

A. できる範囲で無理のないようにみんなで協力して活動しています。

Q2. 同好会を新しく作りたいのですが…

A. 運営委員会にて審議しますので、役員に声をかけてください。

Q3. 保護者証を紛失（破損）したのですが、どうすれば良いですか？

A. 再発行はしていませんので、紛失した時は保護者証と同色のリボンをお渡しします。担任の先生までご連絡ください。

Q4. P T A活動中にけがをして／けがをさせて／物を壊したのですが…

A. P T A団体傷害補償制度に加入していますので、P T A会員には見舞金および保険金が給付されます。また、児童の学校管理下外での事故の場合にも同様に見舞金および保険金が給付されます。P T A会員の同居親族の方には、保険金が給付されます。

※補償の可否・範囲は、審議の上で決定されますのでご了承ください。

【別途配付「P T A団体傷害補償制度の案内」を良くお読みください。】

何かありましたら、副校長先生までご相談ください。

茅ヶ崎東小学校 校歌

作詞 寺畑 雅史

作曲 中山大三郎

一. 輝く緑 都筑の街に

流れる小川 夢追う蚩

元気に遊べ 楽しく学べ すくすく育て

明るい笑顔 やさしい気持ち 忘れない

みんなで築こう 茅ヶ崎東小学校

二. 青空高く 広がる未来

明日へと続く あこがれの道

はばたく翼 自由に広げ 大きく巣立て

新しい夢 みんなの力 大切に

集まれここに 茅ヶ崎東小学校

作者のことば

【詞にこめた思い】

作詞者 寺畑 雅史（茅ヶ崎東小学校 保護者（当時））

開校当初は、少し緊張した面持ちだった子どもたちでしたが、あっという間に学校に慣れ、夏休みが近づくころには「茅ヶ崎東小学生」になりきっているように見えました。そんな素直でたくましい子どもたちに、保護者の一人としてエールを送りたいと思い、ペンをとりました。

茅ヶ崎東小学校のまわりには、茅ヶ崎城址、茅ヶ崎公園、自然生態園、せきれいの小道など豊かな自然が満ちあふれています。このような恵まれた環境の中で子どもたちがのびのびと育ち、自然を愛し、人を愛し、思いやりの心を育ててほしいと思います。そして子どもたちがすばらしい思い出をたくさん作り、大人になってからも懐かしく思えるような学校になることを、心より願っています。

【曲にこめた思い】

作曲者 中山 大三郎（作詞・作曲家）

明るく元気な茅ヶ崎東小学校の子どもたちです。

優しい心を持ち、未来を目指して、ぐんぐん進むたくましい姿を願って作曲しました。

【校章にこめた思い】

作者 野口 幸恵（茅ヶ崎東小学校 教員（当時））

茅ヶ崎のまちに育ち、大空に向かってぐんぐん伸びていく竹の子を表わしました。

「東」の『縦画』と『はらい』が「外枠」についているのは、大地にしっかりと根をはる（基礎がしっかりしている）という意味があります。二つの竹の子は「翼」をイメージしています。よりよい「生活習慣と学習」、「学びと遊び」、「豊かな心とたくましい体」、どちらの翼も大きく、力強く羽ばたかせてほしいという願いを込めました。色は「東から昇る朝日」と「豊かな自然」を表しています。



“茅ヶ崎東小学校PTA”しおり
2003年 4月 1日 初版第1刷発行
2026年 7月 1日 第16刷発行

発行元 横浜市立茅ヶ崎東小学校PTA

〒224-0033 横浜市都筑区茅ヶ崎東2-11-1

電 話 045-943-0802

FAX 045-943-0804

<http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/chigasakihigashi/>